

○農林水産省告示第八百七十六号

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月二十六日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一

第四 平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号（アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラータ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマールコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。	
ウ （略）	イ （略）
二 生産地における検査及び証明 （一）（略） （二）（一）の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラータ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマールコットについては、チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。 イ レモンについては、チチュウカイミバエに侵されていないものであること。	三 生産地における検査及び証明 （一）（略） （二）（一）の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。 （新設）

第五

七 積み込み時の措置
低温処理施設において五により消毒され
た生果実を当該施設から船舶又は航空機に
積み込むときは、当該生果実がミバ工類に
侵されることがないための措置がとられて
いること。

七 積み込み時の措置
低温処理施設において五により消毒され
た生果実を当該施設から船舶又は航空機に
積み込むときは、当該生果実がチチュウカ
イミバ工に侵されることがないための措置
がとられていること。

附 則

この告示は、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
日（令和五年八月一日）から施行する。